

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 25年 8月 6日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都江東区木場二丁目18番11号		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 大丸松坂屋百貨店 代表取締役社長 好本達也 電話03-6895-0816					
主たる業種	百貨店業				細分類番号	5 6 1 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	社長を環境管理責任者とする環境マネジメントシステムにおいて、平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		11,859.9 トン	11,280.9 トン	10,406.8 トン		-8.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量		11,859.9 トン	11,280.9 トン	10,406.8 トン		-8.6 パーセント
	実績に対する自己評価		店舗天井照明全1/3程度間引き消灯。店舗フロア照明にLED器具を導入(全フロアの60%)するなど温室効果ガスの排出量においても4%以上の削減を達成した。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗・事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	11.87	11.29	10.41		-8.59 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価		店舗天井照明全1/3程度間引き消灯。店舗フロア照明にLED器具を導入(60%)し原単位当たりの排出量についても4%以上の削減を達成した。				
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考
			36.0 パーセント	36.0 パーセント	40.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		店舗天井照明全1/3程度間引き消灯。店舗フロア照明にLED器具を増灯。客用・従業員エレベーターの一部停止。エスカレーター手摺下・サイト照明の消灯を実施した。				
	(24)年度		店舗天井照明全1/3程度間引き消灯。LED器具を増灯。エスカレーター手摺下・サイト照明の消灯を実施した。(23年度より継続実施)				
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		会社としては原則、自動車の通勤は認めていない。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		勤務者の通勤での安全確保が保てた。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・お客様の生活に直結する百貨店として、環境に配慮した商品の品揃えに積極的に取り組み、生活の中にスマートに「エコ(Ecology)」を取り入れることを提案しています。ケナフ素材使用ワイシャツ、エコバック。簡易包装の推進と包装の適正化等。・京都市が呼び掛けるライトダウンキャンペーンに参加する。						
特記事項	基準年度を平成22年度単年度とする理由は、平成21年度報告から山科店においてこれまで店舗部分のみを報告していたが、共用エリア部分についても報告することとした。また平成22年8月より山科店の店舗3・4階を返却した為、20年~22年3ヵ年の平均が取れないため。 ・平成25年5月23日代表者変更。(山本良一⇒好本達也)						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。